

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

咲洲庁舎24階

大阪府貸金業対策課 御中

抗 議 文

2012年8月31日

大阪市北区西天満四丁目2番7号

昭栄ビル北館2F27号

大阪クレジット・サラ金被害者の会

(通称：大阪いちょうの会)

代表幹事 小 川 清

同 弁護士 植 田 勝 博

同 司法書士 堀 泰 夫

電話 06-6363-0546

(担当) ヤミ金融対策委員会委員長

司法書士 前 田 勝 範

電話 06-6316-8651

当会は、貴課が、明確な根拠がないにもかかわらず、改正貸金業法によりヤミ金融が増えたとマスコミ等に虚偽の発表を行っていること及び杜撰なヤミ金融相談に対して、下記のとおり、嚴重に抗議する。

記

第1 明確な根拠なく、改正貸金業法によりヤミ金融被害が増えたと虚偽の発表を行っている

- 1 貴課は、改正貸金業法施行後、大阪府のヤミ金融被害を強調し、2010年9月、利息制限法違反の営業を許容する特区の申請を行っている。特区申請が却下された後は、頻繁にマスコミ等（別添1～3）を通じて、ヤミ金融被害が増加している旨の発表を行っている。そして、今般、当会が貴課に対して公開質問状を提出するきっかけとなった、週刊現代「ヤミ金融裏事情」（平成24年4月、28号、160頁～164頁）の記事においても、「顕著に現れ始めているのが、大阪府だ。大阪府貸金業対策課に寄せられたヤミ金に関する相談件数を見ると、2010年の30件に対し、2011年には89件と3倍近くに急増している。」

「実際の変化は完全施行された２年前からである。３年前、府に寄せられるヤミ金業者に関する相談は年間４０～５０件でした。相談件数は改正貸金業法が完全施行された２０１０年にいったん３０件まで減った。昨年になると逆に８９件と急増した。今年に入ってからにはもっと多いのではないではないか」「ヤミ金のはびこる兆しはたしかにある」「多重債務者の自殺や破産を引き起こし、糾弾されたサラ金や商工ローンに代わり、ヤミ金が台頭する。」と述べる。

さらには、超党派主催の「貸金業改正の影響と対策に関する勉強会」のヒヤリングにおいて、大阪府商工労働部長がヤミ金融増加の意見を述べ、自由民主党「小口金融市場に関する小委員会」のヒヤリングにおいても同様、大阪府商工労働部長がヤミ金融増加の意見を述べている

しかしながら、今般の公開質問状及び公開再質問状に対する貴課の回答により、大阪府において改正貸金業施行後、ヤミ金融被害が増加しているとの発表が全くの虚偽であり、高利営業を行政として誘導するキャンペーン的な動きであることが明らかとなった。

2 すなわち、貴課は、大阪府でヤミ金融被害が増加している理由として、貴課の相談件数（平成20年度13件、平成21年度15件、平成22年度27件、平成23年度139件）のみをあげる。しかしながら、相談件数が平成23年度に増加した理由は、たんに、貴課が、平成23年4月1日から、お金のお悩み相談室として「大阪府再チャレンジ支援プラザ」という名称での相談活動を開始し、大阪府ホームページ、府政だより、市町村へのポスター・チラシ配布など広報活動を実施した結果、ヤミ金融に限らず、借金全般の相談件数が増えたことによるものである。大阪府下の各消費生活センターにおいても、平成23年度以降、多重債務相談があった場合、貴課の「大阪府再チャレンジ支援プラザ」を案内するようにしているとのことである。

貴課は、改正貸金業法成立前からヤミ金融の動向を注視し、客観的な資料に基づき慎重に精査した上でマスコミ等に上記発表を行ったものではない。

この相談件数のみを根拠として、あたかもヤミ金融被害が大阪府で増加しているかの如く発表している

貴課の行動は、改正貸金業法を改悪たらしめようとする意図的な策略によるのは明らかであり、国民を欺く行政機関としてあるまじき行為である。

- 3 四谷クレサラセンター及び神田クレサラセンター、全国の消費生活センター等の各統計（別添4）からも明らかなおり、ヤミ金融に関する相談件数は減少している。また、警察庁発表の「平成23年中における生活経済事犯の検挙状況等について」（別添5）でもヤミ金融の相談、検挙件数は減少しており、改正貸金業法施行によりヤミ金融が増えたという事実はない。

さらに、消費者庁による検証・評価（平成23年度）によると、「多重債務相談を含む貸金業又はヤミ金に関する相談件数は落ち着きを見せてきており、現時点においては、改正貸金業法の完全施行を受けて、当初懸念されていたような深刻な状況にはなっていない」と評価している（別添6）。

大阪においても、長年、ヤミ金融被害相談を継続実施している当会の統計（別添7）から明らかなおり、ヤミ金融相談は減少しており、大阪府においてヤミ金融被害が増えているという事実はない。また、ヤミ金

融に特化した統計ではないものの、大阪府消費生活センター「平成23年度消費生活相談の概要」及び大阪市消費生活センター「平成23年度大阪市消費生活相談のまとめ」においても、ヤミ金融を含むフリーローン・サラ金相談は減少しているのである（別添8、9）。

- 4 また、上記週刊現代の記事で、貴課の楠本参事が「改正貸金業法の施行後2年程前からソフトヤミ金なる業者が出現。「3年前まで法律と関係なく、昔ながらの質の悪いヤミ金だった。しかし、法の施行以降この2年では、向こうの態度がずいぶん変わった」と述べている。あたかも、改正貸金業法の影響により新たな手口のソフトヤミ金なるものが増加したかのように述べている。しかし、前述のとおり、ヤミ金融が跋扈していた改正貸金業法成立前（平成14～15年がピーク）においては、強硬な取り立て行為を繰り返すヤミ金融が横行していた。改正貸金業法成立に伴い、警察当局等の摘発も強化され、そのような悪質な取立てを繰り返すヤミ金融が激減したのであり、「向こうの態度がずいぶん変わった」というのは、むしろ改正貸金業法の成果である。

以上、大阪府において改正貸金業法によりヤミ金融被害が増えたという事実はなく、貴課の言動に対し嚴重に抗議するとともに、かかる言動の撤回を強く求める。

第2 杜撰なヤミ金融相談

- 1 貴課は、上記週刊現代の記事で、「元金は返すからあとはチャラにしてくれという条件を提示すれば、ほとんど応じる」「去年はそうして警告すると、手を引くケースばかりだった」とコメントしている。そして、当会の公開質問状に対して、高利のヤミ金融に対しては元金の返済は不要であるとする最高裁平成20年6月10日判決の適用につき、法律的な判断・解釈を伴うものとして、「生活状況・借入額・返済額が異なるすべての相談者の方に、同じように説明することが必ずしも有効とは考えていないため、事例に応じ」て説明を行っているとは回答している。

貴課のかかる対応は、非常に問題である。すなわち、行政機関である貴課が独自に法律的な判断・解釈を行い、事例によっては、相談者の元金は返済したいとい

う意思を建前として犯罪者たるヤミ金融相手に元金を返済させて解決を図っているのである。当会からの元金返済を行った件数の質問に対して、貴課が回答拒否していることを考えるとその数は相当数になると思われる。相談者自身はヤミ金融に対して強い恐れを抱いているため、元金返済をしないことに対する不安を抱えていて至極当然である。ヤミ金融被害相談は、そのような相談者の心理状態を前提にして、相談者を勇気づけ、今後の生活の改善に向けて、犯罪者であるヤミ金融との関係を断絶するため、相談員が寄り添いながら取り組まなければならない。そして、上記最高裁判決を十分説明した上、元金返済をする必要があるかどうかは最終的に裁判所の判断になるものの、その可能性がある以上、犯罪者たるヤミ金融には一切お金を払わない方向で解決をはかるべきである。たしかに地元の対面式のヤミ金融で、しかも借用証書等を作成している特異なケースなどは、対応を慎重におこなう必要はある。しかしながら、貴課は、たんに相談者の意向を建前に、ヤミ金融に対して容易に解決を図りやすい元金返済の提案を安易に行っているのである。

貴課のかかる対応は、相談者の権利を奪い、貴課がヤミ金融の元本返済を保障することにより、ヤミ金融の営業を助長していることにもなりかねない。

2 また、貴課は、相談担当職員向けのヤミ金融相談マニュアルの作成や研修等を行っていないことも非常に問題である。ヤミ金融相談は、一般的な借金相談と性質を異にし、相談者、ヤミ金融に対する対応、携帯電話利用停止の申入れ手続、銀行口座凍結の要請手続、告訴・告発等、事案に応じて様々な手法がある。マニュアルもなく、研修すら行っていない現在の相談会の体制では、まともなヤミ金融相談、解決が図れることはない。

3 貴課は当会が指摘した「返済の必要がないにもかかわらず、ヤミ金融業者を尾行するために相談者に返済をさせたことがうかがい知れます」という点につき、返済を行った事実はないと回答している。しかしながら、上記週刊現代の記事によると「カネの受け渡し現場を押さえてた上で尾行した」と記載されており、相談者の意向に沿って返済をさせたことは明らかである。仮に、上記記事が誤っており、返済を行っていない

いことが事実であるとしても、貴課は、そのヤミ金融
に対して、相談者がこれまで支払ってきた金員の要求
すらしておらず、警察からの出向職員も同行している
にもかかわらず、貴課に犯罪撲滅の姿勢は全く見られ
ない。

以上、貴課の杜撰なヤミ金融相談を早急に改善すべ
く、嚴重に抗議するものである。

以 上